

当座勘定規定

現行	改定後（案）
第1条の2（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。	第1条の2（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。
第7条（手形、小切手の支払） (1) 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。	第7条（手形、小切手の支払） (1) 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。
第8条（手形、小切手用紙） (1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。	第8条（手形、小切手用紙） (1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。ただし、2026年9月30日までに振り出してください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。
第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。	第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないもの

現行	改定後（案）
第 18 条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 【約束手形法】 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 【為替手形法】 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 【小切手用法】 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。	が呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。 第 18 条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。 【約束手形法】 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 【為替手形法】 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 【小切手用法】 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。

新旧対比表 (変更箇所のみ記載)

代金取立規定

現行	改定後 (案)
1. 取扱証券類 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。	1. 取扱証券類 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。ただし、2026年9月30日を超えて振り出された、当行を支払地とする手形または当行を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。

総合口座取引規定

現行	改定後 (案)
5. 証券類の受入れ (1) 普通預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます）を受入れます。	5. 証券類の受入れ (1) 普通預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

普通預金規定

現行	改定後 (案)
3. 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます）を受入れます。	3. 証券類の受入れ (1) 普通預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

決済用普通預金規定

現行	改定後 (案)
3. 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます）を受入れます。	3. 証券類の受入れ (1) 普通預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

貯蓄預金規定

現行	改定後（案）
3. 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます）を受入れます。	3. 証券類の受入れ (1) 普通預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます）を受入れます。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

期日指定定期預金規定

現行	改定後（案）
3. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。	3. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

自動継続期日指定定期預金規定

現行	改定後（案）
4. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。	4. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

自由金利型定期預金（M型）規定 <単利型>

現行	改定後（案）
3. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。	3. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

新旧対比表 (変更箇所のみ記載)

自動継続自由金利型定期預金 (M型) 規定 < 単利型 >

現行	改定後 (案)
3. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。	3. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

自由金利型定期預金 (M型) 規定 < 複利型 >

現行	改定後 (案)
3. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。	3. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

自動継続自由金利型定期預金 (M型) 規定 < 複利型 >

現行	改定後 (案)
3. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。	3. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

変動金利定期預金規定 < 単利型 >

現行	改定後 (案)
3. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。	3. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

自動継続変動金利定期預金規定 <単利型>

現行	改定後 (案)
3. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。	3. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

変動金利定期預金規定 <複利型>

現行	改定後 (案)
3. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。	3. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

自動継続変動金利定期預金規定 <複利型>

現行	改定後 (案)
3. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。	3. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

通知預金規定

現行	改定後 (案)
3. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。	3. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

納税準備預金規定 <単利型>

現行	改定後（案）
3. 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます）を受入れます。	3. 証券類の受入れ (1) 普通預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます）を受入れます。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

積立定期預金規定

現行	改定後（案）
4. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。	4. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

定期積金規定

現行	改定後（案）
3. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。	3. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。